

こまち農業協同組合

通所介護・介護予防通所介護
重要事項説明書

様（以下「利用者」といいます。）に対し、こまち農業協同組合（以下「事業者」といいます。）が運営する指定居宅サービスに該当する通所介護のサービス提供開始にあたり、利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	こまち農業協同組合
主たる事務所の所在地	〒012-0825 秋田県湯沢市北荒町5-8
代表者	代表理事組合長 遠田 武
設立年月日	平成10年6月1日
電話番号	0183-78-2211

2. 利用事業所の概要

事業所の名称	J Aこまちデイサービス夢こまちほのか
サービスの種類	通所介護・介護予防通所介護
事業所の所在地	〒012-0015 秋田県湯沢市倉内字三ツ屋6番1
電話番号	0183-78-2050
ファックス	0183-78-2030
指定年月日	平成25年3月1日
事業者番号	0570721712
管理者氏名	神谷 沙和子
実施単位／利用定員	1単位 / 25人
事業の実施地域	湯沢市・羽後町・東成瀬村

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>介護が必要とされた利用者の居宅介護計画（ケアプラン）に基づき、J Aこまちデイサービス夢こまちほのか（以下「夢こまちほのか」といいます。）の介護職員等によるサービスを実施します。</p> <p>利用者が可能な限り自宅等においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう夢こまちつどいを通じて援助を行います。</p>
-------	---

運営の方針	<p>○その人らしく生涯現役で過ごせるお手伝いをします。</p> <p>○互いに快いつながりがもてるお手伝いをします。</p> <p>○地域の恵みの中であたたかな暮らしのお手伝いをします。</p>
-------	--

4. 提供するサービスの内容

夢こまちほのかでは、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日 お盆期間と、年末年始の12月31日から1月3日は休業となります。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時20分まで

6. 職員体制

職 種	職員数	常 勤	非常勤
管理者	1	1	
生活相談員	2	2	
看護師・機能訓練指導員	4		4
介護職員	9	4	5

7. サービス提供の担当者

夢こまちほのかのサービス提供の担当者は、次のとおりです。

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望がありましたら、どのようなことでもお申し出ください。

生活相談員	村上 芽衣子
生活相談員	石田 祥子

8. 利用料及び利用者負担額

(1) 夢こまちほのかの利用料等は次のとおりです。

利用者が負担する金額は、下記の基本料金の1割から3割です。

負担の割合は、介護保険負担割合証(※1)に記載されています。介護保険負担割合証でご確認ください。

【基本利用料金】

(※1) 介護保険サービスを利用したときの、利用者の負担の割合が記載されているものです。通常、基本料金の1割の負担ですが、一定以上の所得のある方には、2割または3割をお支払いいただくものです。

【実費負担】

食費
750円（おやつ代 100円含む）

(2) 加算 (取得の要件が整った場合に算定されます。)

(※2) サービス提供体制強化加算

介護職員 (介護従事者) の専門性や、キャリアアップ (より高い専門的知識や能力を身につけること) を推進する観点から、介護福祉士の資格を保有している職員が一定割合雇用されており、研修その他の条件を満たすことにより加算を行うものです。

(※3) 入浴介助加算

入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合に算定されます。

(※4) 科学的介護推進体制加算

情報システム (LIFE・ライフ) へのデータ提出とフィードバックの活用により PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

(※5) 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算とは、介護職員の賃金改善に充て、処遇を改善するものです。

(※6) 口腔機能向上加算

口腔機能が低下している、または口腔機能が低下する恐れのある方を対象に、指導を行った場合に取得できる加算です。

(3) サービス提供地域以外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点からの交通費は1キロメートル毎に、20円を乗じた金額となります。

(4) その他の費用

おむつ代	夢こまちほのかから、おむつの提供を受けた場合は、費用の実費をいただきます。
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(5) 介護保険区分支給限度基準額(※7)超過の場合

要介護状態区分により定められている、介護保険区分支給限度基準額を超過するサービス提供分については、当該超過分につき全額自己負担（10割負担）となります。

(※7) 利用者の状況に応じた適正なサービスを提供するために、1か月間に税金・保険料の補助を受けて1割、2割又は3割の自己負担で利用できるサービスの限度額（上限）のことで、要介護度ごとに厚生労働大臣（国）が決めています。

(6) キャンセル

サービス利用が、キャンセルとなった場合のキャンセル料は、次のとおりといたします。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は発生しません。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の2日前まで	不要
サービス利用日の前日	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

(7) 利用料金の支払方法

支払い方法等	夢こまちほのかを利用した月の翌月の20日（ただし20日が休日の場合は翌営業日とします）に、原則として契約者（または代理人）名義のJAこまち貯金口座振替（貯金口座振替依頼書等に基づく）で処理させていただきます。指定日に振
--------	---

	<p>替ができなかった場合は、月末に再振替を行います。</p> <p>やむを得ない事情で他の金融機関等をご利用される場合にも、処理日を20日と致します。</p> <p>また、要介護等の認定前に夢こまちほのかを利用したため「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者を支払い、利用者はその後、湯沢市から事業費分（9割～7割）を受けることとなります。</p>
金融機関名	こまち農業協同組合・北都銀行・ゆうちょ銀行

9. 緊急時における対応方法

夢こまちほのかで、サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の 主治医	医療機関の名称	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	利用者との続柄	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

夢こまちほのかで、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所及び湯沢市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 損害賠償責任保険への加入

夢こまちほのかは、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	共栄火災海上保険株式会社
---------	--------------

12. 非常災害対策

夢こまちほのかは、所在地の環境及び利用者の状態に応じて、事業別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。また、業務継続に向けた取り組みのため、事業継続計画の策定をしております。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症対策

夢こまちほのかは、感染症の発生、または蔓延しないように、次の掲げる措置を講じます。

- ① 職員の清潔の保持、及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

14. 虐待防止対策

夢こまちほのかは、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：事業管理者

15. ハラスメント対策

- 夢こまちほのかは、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
 - ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
 - ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 苦情相談窓口

- (1) 夢こまちほのかのサービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

苦情相談受付窓口	電話番号	0183 - 78 - 2050
	相談場所	J Aこまち福祉センター
	担当者	神谷 沙和子

- (2) 夢こまちほのかのサービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

	公的機関名	電話番号
苦情受付機関	秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険班	018 - 860 - 1363
	湯沢市福祉保健部長寿福祉課介護保険班	0183 - 73 - 2111
	羽後町福祉保健課	0183 - 62 - 2111
	東成瀬村民生課福祉健康班	0182 - 47 - 3403
	秋田県国民健康保険団体連合会	018 - 883 - 1550

17. サービスのご利用にあたっての留意事項

- (1) 基本的に受診等の付き添いはしておりませんのでご了承ください。
- (2) 感染症流行時期はマスクの着用や検温をお願いすることがあります。
- (3) ご利用者同士の金銭の貸し借りや物のやり取りなどはトラブル防止のため、ご遠慮いただいておりますのでご協力ください。
- (4) 持ち物への記名にご協力ください。

令和 年 月 日

J Aこまちデイサービス夢こまちほのかは、利用者へのサービス提供開始にあたり重要事項を説明しました。

事業所所在地	秋田県湯沢市字倉内三ツ屋6番1	
事業所名	J Aこまちデイサービス夢こまちほのか	
管理者氏名	神谷 沙和子	㊞
説明者氏名		㊞

私は、上記事業所より重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所_____

氏名_____㊞

代理人（又は立会人）住所_____

氏名_____㊞

本人との関係_____

令和7年4月1日付